

日本国内政治過程における領土問題の顕在化 「竹島の日」条例制定過程を事例として

山下達也

(神戸大学大学院)

はじめに

領土をめぐる問題は国際社会では絶えることはない。2022年2月から始まったロシアによるウクライナ侵攻は全世界に衝撃を与え、私たちはメディアなどを通じて毎日のように目にすることになった。

一方、終戦以降、日本でも領土に関わる問題を3つ抱えている。そのうち日韓間の領土問題である竹島問題⁽¹⁾はたびたび外交上の懸案として浮上している。2012年には李明博が現職大統領として初の竹島上陸を実行し、日本が韓国に対して国際司法裁判所への付託を提案する事態にまで発展した。

この竹島問題は、戦後、様々な形で議論されてきた。議論の争点としては、前近代における島の認識の有無、1905年の日本編入の正当性、サンフランシスコ平和条約での島の取り扱いなどが存在する⁽²⁾。こうした研究の主な対象時期は、前近代（江戸時代以前）、近代（韓国併合前後の時期）、1950年代～1960年代（李承晩ラインの時期）となっている。つまり、竹島問題に関する研究は、竹島をめぐる歴史的事実の解明、もしくは、竹島の法的位置付けに集中している。

では、領土問題は現代政治の舞台で、なぜ、どのように顕在化するのだろうか。こうした歴史学や国際法学の先行研究が持つ視点では、この問いに対する明確な答えは得られない。この問いに答えるためには現代の政治構造や情勢など政治力学を考察する必要がある。よって、日本国内で領土問題が顕在化するメカニズムを分析することを本研究の目的とする。

一般的に領土問題が議題に挙げられるのは、領土についての位置付けが変化する時と考えられる。まず、その位置付けが変化する理由として考えられるのは、天然資源の発見やその存在の可能性である。例えば、尖閣問題は、天然資源の発見によってその位置付けが変わった事例とされる。1968年に行われた国連機関の調査で、東シナ海に石油埋蔵の可能性が指摘されて以降、中国、台湾が尖閣諸島の領有権を主張し始めた⁽³⁾。

しかし、竹島問題に関しては、石油など日本全体に利益をもたらすような天然資源の存在が取り上げられているわけでもない。また、たとえ資源が存在していたとしても、少なくとも、その資源についての認識が国民全体に広がっているわけでもない。つまり、竹島問題が顕在化する要因は、石油などの天然資源、いわゆる巨大な経済的利益とは考え難い。

では、巨大な経済的利益でないとすると、領土の位置付けが変化する理由として次に考えられるのはナショナリズムの高揚である。昨今、領土問題をナショナリズムの高揚の観点から説明する研究や言説が多く見られる。

例えば、竹島問題とナショナリズムの関係を扱った研究として、玄大松（2006; 2015）の議論がある。玄は、日韓両国におけるメディア言説分析を通じて、近年の竹島問題の激化は日韓両国のナショナリズムの高揚が大きなファクターとなっているとし、そうした領土をめぐる高揚する民族意識を「領土ナショナリズム」と呼んだ。そのほかにも、朴裕河（2011）が竹島問題について、日韓両国の国家主義的な民族意識、すなわち、ナショナリズムが日韓関係を悪化させる火種となっ

ていると指摘したり、北方領土研究を行う岩下明裕（2016）が、領土をめぐるナショナリズムの高揚を「領土という病」と呼び、領土とナショナリズムの関連性を論じたりしている。

確かに、様々な研究者が論じてきたように、領土問題とナショナリズムの関連性は存在し、その重要性を否定することは困難である⁽⁴⁾。ただ、どのような時期に問題が顕在化するのかを具体的に特定する際、ナショナリズムの高揚だけに着目すると説明し切れないケースもある。ここで本稿が注目するケースは、2005年に島根県で「竹島の日」条例が制定され、竹島問題が激化した時期としたい。

当時の小泉純一郎首相は、国民のナショナリストイックな感情を煽り、集票を狙うために靖国神社参拝の公約などを行った、と言われている。しかし、この時点において、国民の間で竹島問題の認知度はそれほど高くはなかったため、たとえ日本社会でナショナリズムが高揚していたとしても、小泉によって竹島問題が政治的に利用されることはなかった。つまり、ナショナリズムが竹島問題に向いていなかった2005年になぜ突然、「竹島の日」条例が制定されたのかを考えた場合、容易なナショナリズム論で説明することはできない。

ただ、一方でこの時期、日本では韓流ブームが到来していたことに加え、2005年は日韓国交正常化40年記念として「日韓友情年」となっていた。こうした背景があり、政治的に利用されなかったとも考えられる。しかし、それは竹島問題の激化を抑止したい政治構造であり、そうであるならば、なおさら、なぜ友好ムードの中、それと逆行するかのように「竹島の日」条例が結果と制定されたのかなどの問いが生まれてくる。

以上のことを踏まえると、中央政治レベルや日本社会全体といったスケールの国内要因を考察するだけでは、なぜ問題が顕在化したのかは必ずしもうまく説明できないことが分かる。

こうした観点で領土問題を考察する際には、国全体のナショナリズムだけではなく、領土問題に一番身近である「地方」の役割にも注目しなければならない。永井義人（2012）は「竹島の日」条例制定過程までの県内の動向について事実関係を忠

実にまとめている。ただ、なぜこの時期に条例制定が可能となったのかを政治構造やそのメカニズムに言及した研究ではない。一方で、アレキサンダー・ブフ（2013）は、竹島問題の展開過程において、地方自治体や運動団体といった地方のアクターが重要な役割を果たしていると指摘して、「竹島の日」条例が制定された背景に小泉改革による自民党内部のガバナンスの崩壊があったと言及している。しかし、この指摘についても小泉改革による中央と地方の軋轢について言及しているだけであり、どのような地方のアクターの政策や運動がどのように連動したのか、また、中央と地方の政治的のみならず経済的影響も含めた網羅的な政治過程は論じられていない。したがって、本稿では地方と中央の政治過程に加え、アクター間の相互作用などの関係性を考察することで、先行研究では明らかにされてこなかった領土問題が顕在化する際の詳細なメカニズムを検証することとしたい。

そこで、政治過程を分析するための説明枠組みが必要となってくるため、まず、その説明枠組みを設定したい。

本稿では、国内の政治過程に注目するにあたって、特にアクター間の相互作用や配置の変化に着目する。すなわち、アクター間の関係の変化が、どのようなメカニズムで領土問題に関わる政策や議題設定に影響を及ぼし、問題が顕在化するのかを分析していくこととなる。

そして、アクター間の相互作用や配置を分析する際には、シドニー・タロー（2006）による「政治的機会構造論」の議論が非常に参考になり、複雑なアクター間の様相をクリアに考察することができる。

政治的機会構造論とは、アクターの政治的連携や配置、つまり政治的構造に対して、連携や配置外のアクターが議題を持ち込むことができる機会や条件を説明するものと解釈する。タローは、政治的機会構造を論じる上で重要になるのは、①アクター間の政治的連携の重要性、②エリート間の分裂、③同盟者の存在などであるとした（タロー2006: 139）⁽⁵⁾。

本稿は、運動ではなく、政治的連携の変化といった、むしろ政治的な構造の変化に議論の重点を置

きたい。具体的には、政治的連携を形成していた利益団体の動きに注視したい。なぜなら、利益団体が形成していた政治的連携が弱まったがゆえに運動は成功するからである。そして、この利益団体の働きこそが、領土問題を国内の政治過程から考察する上で、非常に重要になってくると考えられるためである。なお、注目するアクターは利益団体に加えて、政党、運動団体とする⁽⁶⁾。

そして、最後に本稿の問いを立てておく。それは「なぜ2005年に『竹島の日』条例を制定することができたのか」とし、1章、2章で日韓漁業問題から「竹島の日」条例制定までの歴史的経緯を叙述した上で、3章以降で領土問題の顕在化の分析に移っていく。

1. 日韓漁業問題

島根県の「竹島の日」条例制定までの政治過程を概括的に見ていく。

戦後まもなく、島根県は韓国との漁業問題を抱えていた。その後、問題は一定の落ち着きを見せることもあったが、とりわけ80年代を前後して、韓国の違法操業による漁業被害が激化していた（内藤 1994: 216）。それは1965年に締結された日韓漁業協定（旧協定）⁽⁷⁾が形骸化しつつある状態であったため、違法操業によって被害を受ける島根県の漁業関係者らの不満は募っていた。

こうした厳しい漁業環境を開閉すべく、島根県の漁業者は80年代に入り国際的潮流となりつつある新たな海洋秩序に一縷の望みを懸けることとなる。それが200海里の排他的経済水域（EEZ）の設定であった。EEZが日本で適用されると韓国漁船の不法操業や資源の乱獲を食い止めることができ、日本海での漁業で巻き返しを図ることができると漁業者たちは考えていた。

一方、国際社会では、1982年の国連海洋法会議で採択された国連海洋法条約が1994年11月についに発効した。日本では、1996年2月⁽⁸⁾、東京の武道館で「日本の食糧と漁業・漁村を守る二〇〇海里確立全国漁民決起大会」が開催され、6000人の漁業者が結集した（月森 2009: 261）。こうした漁業者からの働きかけもあり、1995年12

月の韓国の批准に続き（『朝日新聞』1996年2月9日）、日本も1996年6月に国連海洋法条約を批准したのであった⁽⁹⁾。

その後、日韓新漁業協定（新協定）に向けた政府間の交渉が開始された⁽¹⁰⁾。交渉の中心の議論は、暫定水域をめぐるものであった。竹島の領有権と領土起点の問題もあり、境界線についての合意が得られなかったため、相手国の漁船に対して漁業に関する自国の関係法令を適用しない海域が暫定水域である⁽¹¹⁾。

交渉は紆余曲折を経たものの、1998年11月に日韓政府間で新協定の合意が確定し、12月に国会で協定が承認され、1999年1月に発効した⁽¹²⁾。

一方で、島根県では、政府への働きかけとして、注目すべき取り組みを行っていた。それは、漁業問題と竹島問題を同時に取り組もうとする動きである。漁業問題は漁業水域が争点になるが、その際に竹島の帰属問題は不可避である。そのため、島根県の漁業者は別々の問題ではなく、一つの問題として扱おうとした。

例えば、1997年7月、竹島返還をアピールすべく、1993年6月以来に「第5回竹島・北方領土返還要求運動島根県民大会」が隠岐諸島の五箇村で開催され、約500人が参加した（『山陰中央日報』1997年7月7日）。隠岐島漁連代表が「竹島問題は国の威信にかかわる重大事であり、国に対し毅然とした態度を要求する」と訴えた（『毎日新聞』1997年7月9日）。だが、結果的に国会議員などの動きは鈍く、竹島問題は漁業問題と切り分けられたまま、90年代には竹島問題が大きく展開することはなかった。

2. 「竹島の日」条例の制定まで

2000年代に入ると、国内の政治的秩序が大きく変わった。既存のシステムを批判することで世論から爆発的支持を得た小泉純一郎首相の登場である。小選挙区制度によって党の公認が、選挙戦を勝ち抜くためには非常に重要となり、日本の派閥政治の原理が一変した。

また、小泉は停滞する日本経済再生のため、「聖域なき構造改革」を断行。小泉が目指した改革と

は、公的サービスを削減する緊縮財政を実施し、小さな政府を実現させるという新自由主義的な経済政策だった。小泉改革とも呼ばれたこの構造改革は、端的に言えば、大規模な規制緩和、公共事業の民営化、地方税改革などを実施する三位一体の改革で構成されていた。特に三位一体の改革は、国から地方への補助金を大幅に削減するために行われたもので、「小泉ショック」とも呼ばれるほど衝撃的な政策であった。ここで重要なのは、補助金の削減により、地方の漁業も大きな影響を受けたことだった。具体的には、小泉政権まではできていた港施設の整備ができなくなったり、小泉政権以前に存在した港湾族が減ったりするといった影響が出たと隠岐の島の町議は述べていた⁽¹³⁾。つまり、それは地方漁業に予算を引っ張ってくることを約束し集票を目指す国会議員が減ったことを意味していた。

このような時期に竹島問題が徐々に注目を集めることとなる。まず、韓国が2002年に「独島」国立公園計画を発表したことを受け、島根県では島根県議の中で「竹島領土権確立島根県議会議員連盟」が発足した（『山陰中央新報』2002年10月4日）。県議の中でキーパーソンとなったのは上代義郎県議⁽¹⁴⁾であった。「竹島領土権確立島根県議会議員連盟」の事務局長を務めた上代は、韓国による竹島の国立公園指定だけでなく、隠岐諸島の漁業者から竹島問題の解決について多くの要望があったため、議員連盟の発足に向けて動き出すことになったとしている（『産経新聞』2015年2月23日）。

こうした中、2003年11月には、「第6回竹島・北方領土返還要求運動島根県民大会」が開催された。この大会は、竹島問題を北方領土問題と合同で運動することによる国民世論の盛り上がりを目指したもので1997年以降、中断していた（『山陰中央新報』2003年10月23日）。

大会は返還運動県民会議、島根県、隠岐島町村会などで組織する実行委員会が主催し、隠岐諸島の西郷町で開催され、過去最大の2000人が大会に参加した（『山陰中央新報』2003年11月16日）。なお、この大会には、2004年の夏に参議院選挙を控えた自民党の青木幹雄をはじめとし、細田博

之、竹下亘などの当時の県選出国會議員（島根県2003: 10）、西日本8府県から漁業関係者や地元的首長などが出席した（『山陰中央新報』2003年11月16日）。県内外の漁業関係者が集まったことから、後に「竹島の日」条例制定の根拠となるイベントとなった。

「竹島領土権確立島根県議会議員連盟」の事務局長を務めていた上代は、同大会を開催するための準備に力を尽くしていた。統一選挙、総裁選など大きな節目のイベントがある中、「半年ほどの時間を掛けて、あらゆる関係者に会い、参加者を集めた」と振り返る⁽¹⁵⁾。また、大会後の島根県12月定例会で、以下のように報告した。

今大会が過去の大会と異なるのは、これまでは昭和六十二年三月十一日結成された県漁連、町村会など四十五団体からなる竹島北方領土返還要求運動島根県民会議が主催して開かれていたものでありますが、今回は、領土問題の解決に当たっては、全国的な国民運動の喚起を図ることが肝要であるとの視点から県内外に広く呼びかけ、主催も従来の県民会議主催から、新たに島根県や竹島領土権確立島根県議会議員連盟なども参画する実行委員会形式により開催されたものであります。この結果、大会には初めて外務省及び水産庁代表が出席され、また沖縄北方対策担当大臣のメッセージも寄せられるなど、政府としての対応が緒についた感があり、あわせて本県選出国會議員五名全員の出席が実現しました。さらに、県外からは中四国各県を初め京都府から福岡までの日本海沿岸各府県代表、漁連代表の参加、また十五の府県議会からのメッセージも寄せられ、今後の国民運動展開へ向け大きな支えをいただいたものと確信をいたします。⁽¹⁶⁾

この質疑の中で上代は「北方領土の日があるように、竹島の日を定めることも国民運動展開の上で有効な一石となるのではないのでしょうか」とし、国の「竹島の日」制定を提案した⁽¹⁷⁾。「竹島の日」という言葉は初出だった。

上代の国の「竹島の日」制定要望の提案を受け、

島根県議会は2004年3月に議員提出議案「竹島の領土権確立に関する意見書」を全会一致で原案通り可決⁽¹⁸⁾。韓国による接岸施設の設置や国立公園指定の検討に加え、当時、韓国側の新たな動きとして、郵便番号の付与、郵便ポストの設置、竹島切手の発行、携帯電話網の増設といった領有権の既成事実化を強化していることが明らかになっていった⁽¹⁹⁾。こうした動きに危機感を持ち、国による韓国への厳重な抗議を要求する姿勢が不可欠であると県議会では考え、意見書が提出された。意見書の内容は以下の3項目で構成された。

- 一 北方領土と同様、竹島問題を所管する組織を設置すること。
- 二 問題解決のためには国民世論の喚起が不可欠であり、そのために「竹島の日」を制定すること。また学校教育においてこの問題を積極的に取り上げられるとともに、国民的運動の展開を図られること。
- 三 国際司法裁判所に提訴するとともに、国際社会の理解を得て問題解決を図られること。⁽²⁰⁾

その後、2004年5月29日、島根県内で民間の運動団体の「県土・竹島を守る会」（以下、「守る会」）が県民の有志で設立された⁽²¹⁾。「守る会」は竹島問題に関する陳情や会報の発行などの活動を行い、2019年の時点で、会社員・主婦・自営業者など全国で約1000人を会員に抱えている団体である（『山陰中央新報』2019年12月17日）。

一方で、中国人の尖閣上陸事件⁽²²⁾を受けて、自民党、民主党の有志の国会議員は約60名で「領土を守るため行動する議員連盟」（以下、「領土議連」）を2004年4月7日に結成して、竹島を含む領土の保全を掲げ、尖閣諸島の警備体制の強化を政府に要求すると発表した（『朝日新聞』2004年4月8日）。国会議員で構成される領土問題の議員連盟は初めてだった。その後、「守る会」は超党派の「領土議連」と共に連携し、竹島問題の世論の喚起を訴えていくのであった。

そうした中、「守る会」は、9月11日、「島根県が独自に『竹島の日』を先駆けて制定すること（二

月二十二日）、さらに国に『竹島の日』制定を要望し続けることを求める」、「国に『竹島対策本部』設置を要望することを求める」、「問題解決のため国が国際司法裁判所へ繰り返し提訴することを求める」などとする要望書を県に提出した（梶谷2005: 47, 48）。それを受け、上代は国の対応が当面期待できないとして、2004年9月の県議会で「本県独自で竹島の日を設け、領土権確立へ向けての情報発信と、世論の喚起を図ってはとを考えます」と述べ、県独自の「竹島の日」条例に言及した上で、澄田信義知事の所見を求めた⁽²³⁾。澄田は以下のように述べた。

昨年の竹島・北方領土返還要求運動島根県大会の成功や本年5月の民間団体、県土・竹島を守る会の発足など、県内における世論の盛り上がりを実感しているところであります。このような状況の中で、御質問の本県独自の竹島の日制定については、さらなる県民世論の盛り上がりを図る上で有効な手段となるものと考えます。ただ、領土問題解決のための国民世論の喚起という観点からは、国において北方領土の日と同様に竹島の日を制定され、全国規模の広報啓発活動の展開を図られることが最も効果的であると考えます。したがって、県としましては、まずは国において竹島の日制定に向けた取り組みが行われるよう、重点要望活動などを通じて、より強力に働きかけてまいりたいと考えております。⁽²⁴⁾

この時点で、澄田は国による「竹島の日」制定を強調した。だが、その後に「領土議連」との面会などを通して、県独自の「竹島の日」制定に関し、積極的な態度に転換を見せることとなる⁽²⁵⁾。そうして、10月には、澄田と鳥取県の片山善博知事がともに、細田官房長官を訪ね、竹島の領土権を確立すべく、竹島問題の所管官庁の設置と「竹島の日」の制定を要請した（『読売新聞』2004年10月26日）。

そして、翌年の2005年2月23日の定例会の第1日目に、「（趣旨）第1条 県民、市町村及び県が一体となって、竹島の領土権の早期確立を目指

した運動を推進し、竹島問題についての国民世論の啓発を図るため、竹島の日を定める。(竹島の日)第2条 竹島の日は、2月22日とする。(県の責務)第3条 県は、竹島の日趣旨にふさわしい取組を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする」、「竹島の日を定める条例」が35人の議員から提出された⁽²⁶⁾。提案理由については、2003年11月の隠岐島で行われた「竹島・北方領土返還要求運動島根県民大会」で県内外の参加者2000人が領土権確立を訴えたことなどをもって条例制定は県民の総意であるとした⁽²⁷⁾。

一方、この時期、国から島根県へ大きな圧力があつたとも言われている。町村信孝外務大臣から知事、議長宛ての文書が届けられた(『朝日新聞』2005年3月9日、『産経新聞』2015年2月23日)。外務省が、竹島条例制定を目指す島根県と島根県議会に対し、韓国側の反発状況を記載した文書をファックスした(『朝日新聞』2005年3月9日)。こうした背景には、2月23日の提案後、韓国では政府や慶尚北道が激しく反発しており、「外交通商相が在韓日本大使館に『本会議で可決されないよう、日本政府として働きかけをしてほしい』と伝え」ていたこともあつた⁽²⁸⁾(『朝日新聞』2005年3月16日)。

こうした中、3月16日、議長と欠席者を除いて県議36人中、33人が賛成、民主党系2人が反対、共産党1人が退席による棄権となり、「竹島の日」の条例案が賛成多数で可決、成立したのであつた(『朝日新聞』2005年3月16日)。

3. 小泉改革がもたらした影響

以上が「竹島の日」条例制定までの政治的展開である。この展開を見ると、様々な要因が組み合わさり、条例が制定されたはずである。しかし、その中でとりわけ重要な要素は国内の政治構造を一変させた「小泉改革」であつたと考える。したがって、ここからは「竹島の日」条例への小泉改革の影響を具体的に明らかにしていく。分析については、シドニー・タローが提唱した政治的機会構造論の説明枠組みから示唆を得て、小泉改革がもたらした影響を考えていきたい。

タローは、政治的機会構造という概念を提唱する中で、①アクター間の政治的連携の重要性、②エリート間の分裂、③同盟者の存在の重要性を説明している。本稿では、まず政治的連携を念頭に置きつつ、主に利益団体、運動団体、政党の3つのアクターに注目する。具体的には、漁業関係者の集団(利益団体)、竹島問題に問題意識を持つ民間団体(運動団体)、自民党(政党)の3つである。これらのアクターに注目する理由としては、当然のことながら、この3つのアクターが国内の政治過程において竹島問題に大きく関与してきたからに他ならない。したがって、これらのアクターが関連する政治的機会構造の変遷を述べることにする。具体的には、小泉改革の事前・事後の政治的機会構造を比較し、条例制定に至るまでのメカニズムを検討する。

まず、小泉改革前の政治的機会構造を見ていく。

90年代の政治的機会構造は国際的な海洋秩序の変動の中で形成された。80年代に国連海洋法会議で採択された国連海洋法条約が1994年11月に発効したのであつた。日本は1996年7月に国連海洋法条約に批准した。当時の島根県の漁業は、1965年に締結した日韓漁業協定(旧協定)が形骸化していたため、韓国漁船の不法操業や乱獲に苦しめられていた。そのため、島根県の漁業関係者たちは、90年代に国際的に海洋秩序が変わろうとしているのを契機に、日本でのEEZの全面適用を継続して訴えていくことになる。その代表例が1996年2月に開催し、6000人の漁業者を集めた「日本の食糧と漁業・漁村を守る二〇〇海里確立全国漁民決起大会」である。

自民党としては、まず、国際的な基準に合わせて日本周辺の海洋秩序を創っていく必要があつた。その点では漁業関係者たちの意見と同様の方向性を持っていた。しかし、前述したように日韓間の海域でEEZを適用した場合には、どうしても竹島問題が浮上してくる。自民党は、漁業問題と竹島問題がこれ以上に接近する事態を何としても回避したかった。その方法として持ち上がったのが竹島棚上げ案である。

だが、竹島を棚上げ、つまり竹島のEEZを主張しないことにした場合にも、両国の境界線を引か

なければならなかった。そうして出てきた最終案が、竹島近海を含めた暫定水域という日韓の共同水域を作ることであった。

しかし、その暫定水域の範囲をめぐり、日韓間交渉でまたしても問題が生じる。その結果、暫定水域は日本の好漁場にも食い込む形で設置されることとなった。それでは、その暫定水域によって被害を受ける日本の漁業者の不満が溜まるため、新協定締結前に新日韓漁業協定関連対策特別基金(250億円)が1998年度の第3次補正予算案として盛り込まれたのであった(『朝日新聞』1998年12月11日)。要するに、自民党は竹島問題と漁業問題の接近を回避すべく、最終的には予算を投入した。

EEZが適用された日本の沖合では、漁業者は韓国漁船がいなくなることによって利益を回復させた。また、暫定水域で被害を受ける漁業者に対しては、自民党は予算を投入することによって不満を抑えた。

以上の経緯から言えるのは、漁業関係者の集団と自民党とが関係を強化したということである。アクターを一般化するならば、利益団体と政党の政治的連携の強化である。

代理人である政党(自民党)は、支持母体である利益団体(漁業関係者)に対し、現状の利益を上回ることが期待できる外交を行い、一定の成果を残した。その上で、「族議員」がその外交によって不利益を被る利益団体に対して、国の予算で損失を補償しようと試みたのであった。一方、利益団体(漁業関係者)としては、現状の利益を上回ることが期待できる政策を行った代理人である政党(自民党)に対して、評価したり、不満が解消されたりするため、政党(自民党)を支持しない理由がなくなる。つまり、利益団体(漁業関係者)と政党(自民党)の強固な政治的連携が存在する政治的機会構造が出来上がるのである。

このような政治的機会構造において、仮に運動団体が特定の問題を議題に挙げようと運動を起こしても成果は出ないのである。実際に、1997年に竹島返還を訴えた「第5回竹島・北方領土返還要求運動島根県民大会」は大きな成果とならず、新協定締結の時期に、竹島問題と漁業問題は切り分けられていることから分かる。

しかし、その後、利益団体(漁業関係者)と政党(自民党)との政治的連携を一変させる出来事が起きた。それが小泉改革である。

小泉は就任後から「聖域なき構造改革」を掲げ、その一環として地方税改革に乗り出した。表向きでは地方の自立を促すための改革であるとしながら、実態は地方への補助金を大幅に削減するものであった。

小泉改革後で最も重要な事実、地方への補助金の大幅削減によって、湾岸施設の整備などが困難になったとともに、港湾族と呼ばれた地方の漁業へ予算を引っ張ってくる自民党議員も減少したことである⁽²⁹⁾。地方の漁業者が今までのように、湾岸施設の整備の予算を要請しても、小泉改革以降は拒否されることが非常に多くなったのである⁽³⁰⁾。つまり、最もミクロな部分にまで届いていた補助金の打ち止めは、自民党と漁業関係者との生命線である繋がりを弱めてしまった。

その結果として、2003年11月に「第6回竹島・北方領土返還要求運動島根県民大会」が開催され、多くの漁業団体が大会に集結し、運動として成果を挙げることとなる。また、大会後も、その他の運動団体や議員連盟などが行った竹島問題を盛り上げるための働きかけが次々と効果を挙げることとなって、「竹島の日」条例制定にまで至るのである。

このストーリーを一般化させていくと以下の通りである。代理人である政党(自民党)が、利益団体(漁業関係者)にとって現状を大幅に悪化させる政策をとるという選択は、両者の政治的連携を弱体化させることを意味している。まず、財政改革(小泉改革)による予算配分の変更で、労働環境の水準が下がることへの不満が生じることとなる。またそれと同時に、「族議員」の減少によって、以前と比較し、利益表出がでにくくなるのである。

こうした利益団体(漁業関係者)と政党(自民党)との政治的連携の弱体化は、利益団体(漁業関係者)の政治行動が変わることを意味している。それに加えて、そうした政治的機会構造下においては、運動団体が力を発揮することができるのである。

つまり、財政改革（小泉改革）以前の政治的機会構造と比べて、財政改革（小泉改革）以後は全く異なる政治的機会構造が出来上がっていたのである。その結果として、運動団体と利益団体（漁業関係者）の連携が実現し、政治情勢は運動団体が持っていた問題意識が議題化する方向へ向かうのであった。

4. 自民党における中央と地方の関係性

ここまでは、新しく出来上がった政治的機会構造が、以前と比べてどういうものであったのかを述べてきた。

しかしながら、歴史的事実を踏まえると、上で示した政治的機会構造は、実際のアクター間の配置と必ずしも重ならない点がある。つまり、抽象化することにより、史実とのズレが生まれてしまっているのである。実際、アクター間の配置として利益団体（漁業関係者）対政党（自民党）とは厳密には言えないのである。そのため、ここでは、歴史的経緯に即した形で、より精緻化させた政治的機会構造を説明したい。

厳密には利益団体（漁業関係者）対政党（自民党）の構図ではない、ということはどういうことなのか。歴史的経緯に基づく、鳥根県の自民党と漁業関係者は必ずしも関係が弱体化したわけではなかったからである。つまり、当時の状況において、自民党内は中央と地方で決して一枚岩ではなかった。

実際に、鳥根県の自民党は、積極的に竹島問題を取り上げようとしてきた。具体的には、2003年11月の「第6回竹島・北方領土返還要求運動鳥根県民大会」でも、鳥根県議で結成された「竹島領土権確立鳥根県議会議員連盟」でも、自民党の県議を中心に、国への要望活動を行うなど竹島問題を盛り上げてきた側面が大いにある。

では、なぜ自民党は中央と鳥根県で一枚岩ではなかったのか。答えは小泉改革によって一枚岩ではなくなったのである。小泉改革は再三述べてきたように、地方への補助金を大幅に削減するものであった。そのため、実際に補助金が削減された漁業関係者などといった利益団体や労働者のみならず、小泉改革によって不利益を被る有権者の代

表である鳥根県議会議員も、小泉改革によって不利益を被るのである。

その様子が如実に表れたのが、2003年9月の総裁選である。それは小泉の自民党総裁の再任を問うもので、実質上、地方自治体にとっては小泉改革の是非を問われたに等しかった。当然のことながら、小泉改革によって苦難を強いられている鳥根県の有権者の代表的な立場である自民党の鳥根県議にとって、改革を断行する小泉を自民党総裁として再任させるべきかというジレンマがあった。実際に鳥根県の地方票は6票あり、そのうちの3票だけが小泉に入るのではないかという予想もあった（『朝日新聞』2003年9月14日）。

しかし、参議院議員の青木幹雄が苦渋の決断が迫られる県議に対して「地方の切り捨ては許さない」と小泉に申し出たと述べて説得したことで、藤井孝男の支持を表明した竹下亘を除き、小泉支持一本化が決定された（『朝日新聞』2003年9月11日、12日）。

その後、鳥根県では県連の持つ6票中5票が小泉に投じられ（『朝日新聞』2003年9月21日）、小泉を支持し再選させる役割を果たした。しかしながら、小泉が再選した後に、「総裁選を通じて、今の内閣に方向転換を求める党员の声はあった」と県連幹事長が述べるなど（『朝日新聞』2003年9月21日）、政策において歩調に微妙なずれがあったため、県の自民党は中央の自民党に対し、不安感や反感は残っていたのであった。

つまり、この事象をタローの説明枠組みで説明すると、指摘されるべきはエリートの分裂である。地方政党⁽³¹⁾（鳥根県の自民党）は財政改革（小泉改革）によって不利益を被る有権者の代表である。その有権者の立場を代表するならば、地方政党（鳥根県の自民党）は、地方を苦しめる政策を進める党代表を、党代表として選ぶ必要はないのである。逆に党代表として選んだが故に、有権者から反感を買い、自らが次の選挙で当選できなくなるリスクすらある。そのため、地方を圧迫する政策を取る中央政党（中央の自民党）と、それに反発する地方政党（鳥根県の自民党）との間で軋轢⁽³²⁾が生まれるのであった。

また、この事象はタローの説明枠組みで言うと

ころの、同盟者の存在をも意味している。つまり、エリートの分裂、ここで言う中央政党（中央の自民党）と地方政党（島根県の自民党）の軋轢は運動にとっての同盟者の出現にもなった。なぜならば、地方政党（島根県の自民党）は、有権者にとって代理人としての役目を果たさなければならなくなっていたからである。というのも、地方政党（島根県の自民党）は、地方を圧迫する党代表に票を投じており、再選に導いてしまっていた。それはつまり、形の上では財政改革（小泉改革）を支持した格好になってしまったのであった。そのため、当面は財政改革（小泉改革）が続き、有権者たちが苦難を強いられることとなる。したがって、有権者に対し、地方政党（島根県の自民党）は代理人として何らかの成果を挙げなければならない状況になっていた。つまり、そこで運動に対して、地方政党（島根県の自民党）は同盟者となるインセンティブが発生していたのであった。

最後に、これまでに述べてきたことも整理して考えてみよう。つまり、財政改革（小泉改革）後の政治的機会構造は利益団体（漁業関係者）と政党（自民党）の政治的連携の弱体化に加えて、政党（自民党）内部の軋轢を起こしており、つまり、中央政党（中央の自民党）と地方政党（島根県の自民党）の内部の連携も弱めていたのであった。またそれは同時に、地方政党（島根県の自民党）が運動にとっての同盟者になった。財政改革（小泉改革）後の政治的機会構造は、政治的連携の弱体化、エリートの分裂、同盟者の出現が同時に起こっている状態であったのだ。つまり、財政改革（小泉改革）後は、以前と比べ政治的機会構造が変化し、運動が効果を挙げられる環境になった。

5. トリガーイベント

ここまでは、政治的機会構造論の説明枠組みに依ることで、「竹島の日」条例制定に至るまでのメカニズムを辿ろうとしてきた。

しかし、ここで重要なのは、運動が効果を挙げられる政治的機会構造の出現により、直ちに運動が成果を上げることが意味しないことである。なぜならば、そうした政治的機会構造が出現しても、

それを利用されるかどうかは別問題だからである。言い換えるなら、政治的アクションがなければ、構造そのものの変化が新たな政治状況を生み出すわけではない、ということになる。

また、利益団体（漁業関係者）は、政党（自民党）との政治的連携が、以前と比較して弱体化したことを必ずしも認識しているとは限らない。なぜならば、当事者たちは、いつも過去と比較し、自分たちの立場を客観的に把握しているはずがないからである。つまり、以上のことを踏まえると、政治的機会構造の出現そのものが、運動として形に表れるわけではないということである。

そうした理由から、政治的機会構造の重要性を前提として、本ケースのストーリーを完結させるためにもう一段階、議論を深めてみたい。

ニール・スメルサーの示唆を本稿の議論に取り入れるならば、何らかの不満や緊張状態が生じ、アクター間の政治的連携が弱まった政治的機会構造があったとしても、その不満や緊張状態を示す何らかのイベントが現れなければならないということである（Smelser 1962: 16, 17）。つまり、アクターが構造の変化に気付き、運動が効果を上げていくには「トリガーイベント」が必要なのである。

そうした「トリガーイベント」は、「竹島の日」条例制定過程でも存在した。それは、2003年11月に開催された「第6回竹島・北方領土返還要求運動島根県民大会」であった。

県外から中四国各県、京都、福岡までの日本海沿岸各府県代表、漁連代表が参列するなどしており、イベントは大盛況であった。後に、このイベントは、領土権確立を訴える「県民の総意」として位置付けられた。つまり、「竹島の日」条例制定の理由として、最も重要なイベントとして扱われたのであった。

「第6回竹島・北方領土返還要求運動島根県民大会」の開催の背景には、運動と連携した島根県の自民党の動きがあった。

県の自民党で、「竹島領土権確立島根県議会議員連盟」の事務局長を務めていた上代がきわめて重要な役割を果たした。上代は漁業関係者に「逸失利益」という概念を説明し、県外から漁業関係者を集結させた⁽³³⁾。この文脈での逸失利益とは、

竹島近海での操業が可能であれば得られるにもかかわらず、韓国側からの締め出しによって損失した利益のことを指している。要するに、「竹島は日本領であるため、少なくとも『逸失利益』は国に要請できるべきである」と主張し、県外の漁業者に声を掛けたのであった。

小泉改革によって苦境に追い込まれている漁業関係者は、竹島に関連する運動と連携していくインセンティブがあったため、こうした呼びかけに応えることとなったのである。その結果、「第6回竹島・北方領土返還要求運動島根県民大会」に島根県のみならず、県外から多くの漁業関係者が集まったのであった。

こうして、イベントが開催されたことによって、トリガーが引かれ、ついに「竹島運動」に火が付いたのであった。そして、このイベント後、既に述べてきたように、島根県民による運動団体や、国会議員による領土問題に関する議員連盟などが行った竹島問題を盛り上げるようとする働きかけが、次々と成功することとなったのである。

最後に、これまでに述べた一連の出来事を一般化させて考えてみよう。

地方政党（島根県の自民党）は有権者に不利になるような政策を実行する党の代表を再選させるのに貢献した。そのため、地方政党（島根県の自民党）にとって、代理人として有権者に利益が出るような政策を実行させたい思いがあった。

そうした中で、長年停滞し続けていた領土問題を積極的に取り扱うという、利益団体（漁業関係者）などを含めた有権者に利益が出ると考えられる政策が進められていく。その点において、地方政党（島根県の自民党）は運動と方向性が一致し合流することとなる。

さらに、運動と地方政党（島根県の政党）は、利益団体（漁業関係者）へも領土問題を取り上げる意義を説明し、運動や政策と一緒に推進していくインセンティブを与えたのであった。つまり、問題意識がアクター間で共有され、それを表す出来事として、トリガーイベントが生まれたのであった。

こうして、トリガーイベントの発生と同時に、運動が効果を発揮することとなったのである。中

央政党（中央の自民党）に、地方政党（島根県の自民党）、利益団体（漁業関係者）、運動が対するという構図が出来上がったのであった。

本章では、トリガーイベントの存在が領土問題の盛り上がりにおいて大きな役割を果たしたことを説明したが、そのことは領土問題の盛り上がりにおいて最も重要な要因であったことを意味しているわけではない。なぜならば、政治的機会構造が変化して初めてトリガーイベントが効果を発揮し、ストーリーが展開していくからである。つまり、政治的機会構造の変化が、領土問題の盛り上がりの必要条件であることは変わりがないのである。少なくとも、本ケースにおいては、トリガーイベントはあくまでも最後の仕上げであり、トリガーイベントの意義は政治的機会構造の変化なくしては見出せないのであった。

ともあれ、こうして走り出した運動は、その後も活動を重ねていき、運動自身が持っていた問題意識を議題化させることに成功する。つまり、本ケースでは「竹島の日」条例の制定である。そして、韓国側では盧武鉉大統領が談話の中で「外交戦争」という言葉を使うなど（노무현사료관 2005）、一地方自治体で制定された「竹島の日」条例は日韓関係に影響を及ぼすことになった。

おわりに

本稿は「竹島の日」条例制定の過程について、政治的機会構造論から示唆を得て分析し、どのようなメカニズムで竹島問題が日本国内で顕在化したのかを解明した。分析結果は以下のことであった。

小泉改革以前、漁業関係者と自民党の政治的連携は強固であった。実際に、新日韓漁業協定の締結過程において、竹島問題の議題化を回避したい自民党の意思が通り、竹島問題と漁業問題は切り分けられた。その背景には、漁業協定による被害を最小限にするべく基金を設置し、国家の予算を配分したことがあった。一般化して考えてみると、財政改革（小泉改革）以前、利益団体（漁業関係者）と政党（自民党）とは強固な政治的連携を持っていたと言えた。つまり、何らかの問題意識を持つ運動が、その問題を顕在化させることができる

政治的機会構造ではなかったのである。

しかしながら、小泉改革後による地方への補助金削減で、漁業関係者と自民党の政治的連携が弱体化した。その背景に、補助金の削減で、湾岸施設の整備などが困難になったこと、港湾族と呼ばれた地方の漁業へ予算を引っ張ってくる自民党議員が減少したことがあった。その結果、漁業関係者は予算配分を求めるため、竹島問題の啓発活動を行う運動と合流する。つまり、竹島問題と漁業問題の合流であった。これも一般化すると、財政改革（小泉改革）によって、政治的機会構造は急激に変化したと言える。予算配分の変化で、地方に予算を持ってくる議員が減少した。それにより、利益団体（漁業関係者）の労働環境が悪化した。それと同時に、上のような議員の減少は、利益団体（漁業関係者）にとって、財政改革（小泉改革）に対する不満を表出する機会も失わせた。したがって、このような状況は政治的連携の弱体化であり、運動にとっては問題意識を反映させやすい政治的機会構造が出来上がったことを意味する。

また、歴史的経緯に即して考えてみると、政治的連携のみならず、財政改革（小泉改革）以前には全く起こっていなかった事態も同時に発生する。自民党の地方と中央で軋轢が生じていた。言い換えれば、中央政党（中央の自民党）が地方政党（鳥根県の自民党）と対し、そして地方政党（鳥根県の自民党）が利益団体（漁業関係者）、運動と与する構図となった。これはエリートの分裂や同盟者の存在といった面での政治的機会構造の変化であった。

以上のような政治的機会構造が整った上で、このようなアクター間の配置の変化をアクターが認識するトリガーイベントが起こった。実際に、2003年11月の「第6回竹島・北方領土返還要求運動鳥根県民大会」というトリガーイベントになって現れ、竹島問題と漁業問題の合流したのであった。これを機に、県政は「竹島の日」条例制定に向けて展開し、最終的には、2005年3月に「竹島の日」条例制定に至る。つまり、運動側の問題意識が議題化され、竹島問題が顕在化したのであった。

このように、本稿は竹島問題が国内政治過程で

顕在化したメカニズムを実証した。さて、本稿冒頭では分析を進めるための具体的な問い、「なぜ2005年に『竹島の日』条例を制定することができたのか」を提示した。それは、なぜ特定の時期に、特定の領土問題が顕在化したのかという問いである。これに対して分析の結果から言えることは、「①小泉改革が漁業関係者と自民党の政治的連携を弱体化させ、竹島問題を顕在化させやすい政治構造を作り上げ、②その上で、政治構造の変化を認識するトリガーイベントが発生したから」という二段構えの答えを提示する。また、分析結果をより一般化させて言うならば、以下の通りになる。財政改革や予算配分の変化は、現状の利益を失うアクターと、領土問題を顕在化させたいアクターとを結びつけ、顕在化しやすい政治構造（アクター間の配置）を作る。そして、そうした政治構造を認識するイベントや政治的リーダーの出現がトリガーとなり、領土問題が顕在化する、というメカニズムである。

では、この分析結果がどのような示唆を与えてくれるのか。ある外交問題が国内で顕在化する時には、運動団体の活動だけではなく、問題の周辺に実際に存在する、または見出される「利益」が影響すると考えられる。つまり、普段は問題に関与しない利益団体が外交問題を取り上げることによって得られる何らかの利益を見出した場合、運動団体に接近し合流することになる。この両者の合流によって、その問題に関与するアクターが増え、その結果、国内で問題が顕在化する。したがって、ナショナリズムの観点のみならず、政治過程における利益が存在する中で、利益団体と運動団体の関係性を見ることも問題が顕在化するかどうかを観察する際に重要なポイントになり得ると考えられる⁽³⁴⁾。

〈参考文献〉

（日本語）

- 浅羽祐樹 2015. 「日韓関係における『境界問題』——『竹島・独島問題』の現状をめぐるダイナミズム」 木宮正史・李元徳編『日韓関係史 1965-2015 I 政治』東京大学出版会、245-271 ページ。
池内敏 2012. 『竹島問題とは何か』名古屋大学出版会。

- 池内敏 2016.『竹島——もうひとつの日韓関係史』中央公論新社。
- 岩下明裕 2016.『入門 国境学——領土、主権、イデオロギー』中央公論新社。
- 外務省.「海洋の国際法秩序と国連海洋法条約」, (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaiyo/law.html>), 2023年4月30日アクセス。
- 外務省.「尖閣諸島情勢に関するQ&A」, (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/qa_1010.html), 2023年4月30日アクセス。
- 梶谷萬里子 2005.「県条例『竹島の日』制定——『守る会』十カ月のたたかい(特集/国家の危機と主権回復)」『祖国と青年』第319号、46-51ページ。
- 片岡千賀之 2006.「日中韓漁業関係史1」『長崎大学水産部研究報告』第87号、15-27ページ。
- 川上健三 1966.『竹島の歴史地理学的研究』古今書院。
- 木村幹 2014.『日韓歴史認識問題とは何か——歴史教科書・慰安婦・ポピュリズム』(叢書・知を究める④) ミネルヴァ書房。
- 倉重篤郎 2013.『小泉政権1980日(上巻)』行研。
- 倉重篤郎 2013.『小泉政権1980日(下巻)』行研。
- 後藤謙次 2014.『ドキュメント 平成政治史2 小泉劇場の時代』岩波書店。
- 下條正男 2004.『竹島は日韓どちらのものか』文藝春秋。
- 島根県.「竹島問題と『竹島の日』を定める条例』について」, (<https://www.pref.shimane.lg.jp/gikai/ugoki/takesima/takesima.html>), 2023年4月30日アクセス。
- 島根県 2003.「竹島北方領土返還要求運動島根大会——平成15年(2003)11月15日Ⓐ 西郷町総合体育館(レインボーアリーナ)大会記録」, (http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima02/takeshima02_03/takeshima02_03pdf.data/take.pdf), 2023年4月30日アクセス。
- 島根県議会.『島根県議会の会議録』(<https://www.pref.shimane.dbsr.jp/index.php/>), 2023年4月30日アクセス。
- 水産庁境港漁業調整事務所「日韓漁業協定が締結されるまでの簡単な経緯」(https://www.jfa.aff.go.jp/sakaiminato/kantoku/kyoutei_teiketu.html), 2023年4月30日アクセス。
- 水産庁境港漁業調整事務所.「日韓漁業協定の概要」(https://www.jfa.aff.go.jp/sakaiminato/kantoku/kyoutei_gaiyo.html), 2023年4月30日アクセス。
- 芹田健太郎 2010.『日本の領土』中央公論新社。
- 第3期竹島問題研究会編 2014.『竹島問題100問100答——日本人として知っておくべきわが国固有の領土』ワック出版。
- 県土・竹島を守る会.『竹島ニュース』Vol. 1、県土・竹島を守る会、(発行日時不明)。
- 県土・竹島を守る会.『竹島ニュース』Vol. 2、県土・竹島を守る会、(発行日時不明)。
- 竹中治堅 2006.『首相支配——日本政治の変貌』中央公論新社。
- 田村清三郎 2010.『島根県竹島の新研究 復刻補訂版』島根県総務部総務課。
- タロー・シドニー/大畑裕嗣監訳 2006.『社会運動の力——集合行為の比較社会学』彩流社。
- 趙胤修 2015.『海洋をめぐる日韓関係五〇年』木宮正史・李元徳編『日韓関係史1965-2015 I 政治』東京大学出版、273-296ページ。
- 趙世暎 2015.『日韓外交史——対立と協力の50年』平凡社。
- 塚本孝 1983.「サンフランシスコ条約と竹島——米外交文書集より(資料)」『レファレンス』第33巻6号、51-63ページ。
- 塚本孝 1994.「平和条約と竹島(再論)」『レファレンス』第44巻3号、31-56ページ。
- 塚本孝 2012.「対日平和条約と竹島の法的地位」『島嶼研究ジャーナル』第2巻1号、40-53ページ。
- 月森元市 2009.『豊饒の海 悲劇の海——韓国漁船対策22年間の闘い』漁業協同組合JF しまね。
- 内藤正中 1994.「深まる山陰地方の北東アジア交流」羽貝正美・大津浩編『自治体外交の挑戦——地域の自立から国際交流圏の形成へ』(環日本海叢書2) 有信堂高文社、204-228ページ。
- 永井義人 2012.「島根県の『竹島の日』条例制定過程——韓国慶尚北道との地方間交流と領土問題」『広島国際研究』第18巻、広島市立大学国際学部、1-18ページ。
- 朴炳渉 2011.「竹島＝独島漁業の歴史と誤解(1)」『北東アジア文化研究』第33号、鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所、18-36ページ。
- 朴炳渉 2011.「竹島＝独島漁業の歴史と誤解(2)」『北東アジア文化研究』第34号、鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所、20-43ページ。
- 朴裕河 2011.『和解のために——教科書・慰安婦・靖国・独島』平凡社。
- 濱田武士・佐々木貴文 2020.『漁業と国境』みすず書房。
- 玄大松 2006.『領土ナショナリズムの誕生』ミネルヴァ書房。
- 玄大松 2015.「独島問題と日韓関係 一九六五—二〇一五」木宮正史・李元徳編『日韓関係史1965-2015 I 政治』東京大学出版会、217-244ページ。
- 福原裕二 2013.「漁業問題と領土問題の交錯」『北東アジア研究』第23号、65-77ページ。
- 福原裕二 2016.「竹島/独島周辺海域・日韓暫定水域をめぐる漁場紛争の論点」『漁業経済研究』第60巻1号、33-42ページ。

- 藤井賢二 2002. 「李承晩ライン宣布への過程に関する研究」『朝鮮学報』第185輯、朝鮮学会、73-112ページ。
- 藤井賢二 2007. 「日韓漁業紛争から見た竹島問題」『2006年度東京大学コリア・コロキウム 講演記録』東京大学大学院人文社会系研究科韓国朝鮮文化研究室、31-45ページ。
- 藤井賢二 2011. 「島根県の漁業者と日韓漁業紛争」第2期島根県竹島問題研究会編『第2期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』島根県総務部総務課、84-97ページ。
- 藤井賢二 2015. 「戦後における竹島問題 山陰の漁業者と韓国——沖合底曳網漁業を中心に」第3期竹島問題研究会編『第3期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』島根県総務部総務課、9-35ページ。
- 藤井賢二 2018. 『竹島問題の起源——戦後日韓海洋紛争史』ミネルヴァ書房。
- 藪中三十二 2010. 『国家の運命』新潮社。
- 山下達也 2020. 「転換期の日韓関係——領土問題の相克と定着化、二〇〇三〜〇七」木村幹・田中悟・金容民編『平成時代の日韓関係——楽観から悲観への三〇年』ミネルヴァ書房、151-193ページ。
- 琉球新報・山陰中央新報 2015. 『環りの海——竹島と尖閣 国境地域からの問い』岩波書店。

(英語)

- Bukh, Alexander 2013. "Japan's National Identity, Territorial Disputes and Sub-State Actors: Northern Territories/ South Kuriles and Takeshima/Dokdo Compared," *UNISCI Discussion Papers*, No. 32, pp. 171-186.
- Bukh, Alexander 2020. *These Islands Are Ours: The Social Construction of Territorial Disputes in Northeast Asia*, Stanford University Press.
- Smelser, Neil J. 1962. *Theory of Collective Behavior*, Routledge & Kegan Paul.
- Tarrow, Sidney 1994. *Power in Movement: Social Movements, Collective Action and Politics*, Cambridge University Press.
- Williams, Brad 2006. "Federal- Regional Relations in Russia and the Northern Territories Dispute: the Rise and Demise of the 'Sakhalin Factor'," *The Pacific Review*, Vol. 19 No. 3, pp. 263-285.
- Williams, Brad 2007. *Resolving the Russo-Japanese Territorial Dispute: Hokkaido-Sakhalin relations*, Routledge.

(韓国語)

- 노무현사료관 2005. 「한·일관계를 관련하여 국민 여러분께 드리는 글: 대통령 연설문」3월 23일 (<http://archives.knowhow.or.kr/m/rmh/letter/view/87106?page=2>) 2023年4月30日アクセス。

(新聞・報道)

- 『朝日新聞』
『山陰中央新報』
『産経新聞』
『毎日新聞』
『読売新聞』

- (1) 本稿は日本側の視点での分析を行うため、「竹島」の名称で一貫する。なお、本稿は領土問題の顕在化の過程を分析するものであり、竹島の領有権を主張するものではない。また、所属組織を代表するものでもない。
- (2) 日本における竹島問題研究では、戦後から歴史学的研究が主流であった(玄 2006: 141)。まず、竹島の歴史研究は、島根県職員の田村清三郎の『島根県竹島の新研究』や外務省調査官であった川上健三の『竹島の歴史地理学的研究』から始まり(下條 2004: 167)、現在に至るまで数多くの歴史学者が竹島の歴史研究を行ってきた。特に、近年の代表的な歴史学研究者は池内敏、下條正男、藤井賢二らである。池内や下條は江戸時代の日本の領域意識などを研究する。例えば、17世紀に編纂された『隠州視聴合記』の解釈をめぐって、池内と下條の議論が二分されていることはよく知られている。その史料の中では、当時の日本の領域に関して、「この州を以て限り」と記されていて、下條は「この州」は鬱陵島を指しており、つまり日本の領域意識は鬱陵島にまで及んでおり、竹島を含むものであったと解釈する(下條 2004: 166-173)。その一方で、池内は「この州」の「州」を島と解釈するには無理があり、「この州」は「隠岐国」と解釈するのが妥当であると主張している(池内 2012: 102, 103)。また、1877年の太政官指令の史料解釈をめぐる論争も存在する。論争の詳細は池内(2012: 2016)、や第3期竹島問題研究会編(2014)などを参照されたい。また、こうした前近代の人々の解釈をめぐる研究がある一方、藤井は近現代の日韓関係史の中で、漁業の観点を中心に、李承晩ライン発効時の日韓両国の漁業問題と竹島問題を捉えようとする研究を行っている(藤井 2007: 31, 32)。他方で、国際法学研究においては、主に1905年の日本編入の正当性、サンフランシスコ平和条約での島の取り扱いが議論されている。
- (3) 外務省「尖閣諸島情勢に関するQ&A」、(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/qa_1010.html)、2023年4月30日アクセス。
- (4) 本稿が展開する政治過程のアプローチと、ナショナリズムのアプローチは相互に排他的ではなく、ナショナリズム要因を否定するものではないと考えている。本稿ではナショナリズムの存在を前提としつ

- つ、問題が激化する政治過程について議論する。
- (5) タローの説明枠組みを援用するにあたって注意したいのが、政治的機会構造論を述べる上での本稿とタローの議論の重点の置き方が違う点である。タローの基本的な関心は「運動」にあるということである。しかし、本稿は必ずしも運動の部分にのみ注目するわけではない。
 - (6) 本ケースにおける示唆として一般化した説明を試みる。ただし、この説明はケーススタディ分析であることから、あくまでも一事例からの示唆に留まるという限界がある。また、「竹島の日」条例制定という事象についても様々な因果関係が輻輳しているため、本稿の説明はその一側面を説明したものである。そのため、本稿が示唆した説明の適用範囲等はさらなる検討の必要があり、今後の研究の課題とする。
 - (7) 日韓基本条約を締結すると同時に、漁業状態を改善し、両国の漁業の発展と相互協力を目指した漁業協定を締結した。それにより李承晩ラインが廃止となり、韓国による拿捕の不安が取り除かれた（藤井 2011: 89）。
 - (8) 1996 年 2 月 6 日には、韓国が竹島で接岸施設の工事を進めているという報道があり、1997 年 11 月にこの接岸施設を完了させた（趙世暎 2015: 147, 148）。こうした背景などがあり、EEZ 問題と領土問題が協議の中で切り離せない一面もあった。
 - (9) 外務省「海洋の国際法秩序と国連海洋法条約」、(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaiyo/law.html>)、2023 年 4 月 30 日アクセス。
 - (10) 漁業問題に関する詳細な交渉過程については、濱田武士・佐々木貴文（2020）を参照のこと。
 - (11) 水産庁境港漁業調整事務所「日韓漁業協定の概要」、(https://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/kantoku/kyoutei_gaiyo.html)、2023 年 4 月 30 日アクセス。
 - (12) 水産庁境港漁業調整事務所「日韓漁業協定が締結されるまでの簡単な経緯」(https://www.jfa.maff.go.jp/sakaiminato/kantoku/kyoutei_teiketu.html)、2023 年 4 月 30 日アクセス。
 - (13) 前田芳樹隠岐の島町議への聞き取り（2016 年 10 月 30 日 於 久見竹島歴史館）。
 - (14) 上代は飯石郡（現在は雲南市）選出で、1995 年から島根県議を 4 期務めた。
 - (15) 上代義郎元島根県議への聞き取り（2016 年 9 月 28 日 於 上代旅館）。
 - (16) 島根県議会「平成 15 年 11 月定例会（第 3 日目）」2003 年 12 月 2 日。議会の発言については、島根県議会『島根県議会の会議録』(<https://www.pref.shimane.dbsr.jp/index.php/>) のデータベースを使用する。
 - (17) 島根県議会「平成 15 年 11 月定例会（第 3 日目）」2003 年 12 月 2 日。
 - (18) 島根県議会「平成 16 年 2 月定例会（第 9 日目）」2004 年 3 月 15 日。
 - (19) 島根県議会「平成 16 年 2 月定例会（第 8 日目）」2004 年 3 月 4 日。
 - (20) 島根県議会「平成 16 年 2 月定例会（第 8 日目）」2004 年 3 月 4 日。
 - (21) 県土・竹島を守る会『竹島ニュース』Vol. 1、県土・竹島を守る会、（発行日時不明）。
 - (22) 2004 年 3 月 24 日に「中国民間保釣連合会」という団体所属の中国人活動家 7 人が尖閣諸島・魚釣島に不法上陸し、現行犯逮捕される事件が発生したが、7 人はその後、強制送還された（『朝日新聞』2004 年 3 月 25 日）。
 - (23) 島根県議会「平成 16 年 9 月定例会（第 6 日目）」2004 年 9 月 16 日。
 - (24) 島根県議会「平成 16 年 9 月定例会（第 6 日目）」2004 年 9 月 16 日。
 - (25) 県土・竹島を守る会『竹島ニュース』Vol. 2、県土・竹島を守る会（発行日時不明）。
 - (26) 島根県議会「平成 17 年 2 月定例会（第 1 日目）」2005 年 2 月 23 日。
 - (27) 島根県議会「平成 17 年 2 月定例会（第 8 日目）」2005 年 3 月 8 日。
 - (28) なお、小泉政権が竹島問題に積極的ではなかったことについての理由は「日韓友情年」という事情などもあったと考えられるが、本稿は「分裂」や「相違」の原因を分析するものではないため、あくまでそうした政治構造であったことを示すに留めたい。
 - (29) 前田芳樹隠岐の島町議への聞き取り（2016 年 10 月 30 日 於 久見竹島歴史館）。
 - (30) 前田芳樹隠岐の島町議への聞き取り（2016 年 10 月 30 日 於 久見竹島歴史館）。
 - (31) 「地方政党」は国政の場で活動する自民党と区別するために、筆者が便宜上用いた表現である。国政ではなく地方で活動するローカルパーティである「地域政党」を意味しているわけではない。
 - (32) 「軋轢」が意味するところは、小泉改革や竹島問題をめぐる「意見の相違」である。
 - (33) 上代義郎元島根県議への聞き取り（2016 年 9 月 28 日 於 上代旅館）。
 - (34) 本ケースを通じて得られた示唆が、他のケースに適用できるのかについては今後の課題としたい。